

通信抑止装置の在り方について

TELE-PAUSE

2018年2月28日
株式会社テレ・ポーズ

1. 携帯電話等通信抑止装置について

1 携帯電話等通信抑止装置とは

携帯電話等通信抑止装置とは、携帯電話等（携帯電話、BWA及びPHS）の基地局と同じ電波を発射することにより、近傍にある携帯電話等が基地局と通信できない状態にするもの。



2 導入の経緯

平成10年に当時の郵政省がとりまとめた「**発着信による迷惑防止のための電波利用の在り方に関する研究会 報告書**」を契機に、コンサートホールや劇場などの、静謐の確保を必要とする公共性の高い特定の空間において、着信音や通話音による迷惑・トラブルを抑制することを目的に実験試験局として導入。

3 現在の利用状況

静謐の確保を目的としたコンサートホール等での利用のほかに、**携帯電話等を利用した犯罪・不正を抑制すること**を目的として携帯電話等通信抑止装置が導入されている事例もある。

⇒犯罪抑止、機密情報の流出対策など、制度整備当初より抑止を必要とする理由は多様化。

2. 携帯電話等通信抑止装置が導入されている場所

コンサートホール・劇場
⇒着信音やバイブ音によるトラブル防止



銀行ATMコーナー
⇒振り込め詐欺防止



運転免許試験場
⇒カンニングによる運転免許証の不正取得防止



3. 通信抑止のニーズ

弊社に対する顧客からの要望や外部からの問い合わせには

- 携帯電話等通信抑止装置の導入可能な場所を拡大してほしいというニーズ
- 携帯電話以外の無線システムについても通信を抑止したいというニーズが存在する。



携帯電話（スマートフォン）については、Wi-Fiの通信を抑止したいという要望も出てきており、そのニーズは今後一層高まると予想される。

4. まとめ

1. 携帯電話等通信抑止装置については、
 - 導入から既に20年近く経過しており、その社会的必要性が十分認められている。
 - 抑止の効果範囲、携帯ネットワークへの影響等の有無について技術的知見が得られている。
2. 携帯電話以外の無線システムについても、今後具体的な抑止の必要性が生じてくることが予想される。

以上の理由により

- ① **携帯電話等通信抑止装置については、実態に合わせた制度整備をお願いしたい。**
- ② **利用ニーズの多様化を踏まえ、通信抑止装置の適用範囲の拡大を検討していただきたい。**